

不動産売却ガイド FOR SELLER

媒介契約の種類

ご売却を決断されましたら、売却活動を依頼する「媒介契約」を結びます。
媒介契約には、下記の3種類がございます。

専属専任 媒介契約

手数料3%+60,000円
+消費税

専任媒介 契約

手数料3%+60,000円
+消費税

一般媒介 契約

手数料3%+60,000円
+消費税

	複数業者との契約	依頼者自ら発見した相手との取引	指定流通機構への登録業務	業務処理報告義務
専属専任	不可	不可	5営業日以内	1週間に1回以上
専任	不可	可	7営業日以内	2週間に1回以上
一般	可	可	なし	なし

上記指定流通機構とは国土交通大臣から指定された「東日本不動産流通機構」通称レインズと呼ばれる不動産業者会員間のネットワークシステムです。

専属専任媒介は5営業日以内、専任媒介契約は7営業日以内に登録いたします。

一般媒介は登録の義務がございません。**(弊社では登録を実施しております。)**

業務報告は、専属専任媒介が1週間に1度以上、専任媒介が2週間に1度以上の報告義務がございます。一般媒介は報告義務はございません。

(弊社は媒介契約の種類に係らず1週間に一度以上ご報告させていただきます。)

その他、お客様のご要望にあわせて随時ご報告を致します。

(お電話・メール・Cメール・お手紙など、ご希望の報告方法をお選び下さい。)

「どんな売却活動をしているかわからない…」

そんなご不安のない売却活動をさせていただきます。